

厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況について (中間報告)(抄)

厚生労働省は、社会保障改革について、「**社会保障・税一体改革成案**」で示された個別分野の具体的改革項目にしたがって、着実に改革に取り組み、社会保障の機能強化(充実と重点化・効率化)を図る。

本報告は、社会保障・税一体改革成案取りまとめ後の、

- 厚生労働省関係審議会
- 子ども・子育て新システム検討会議基本制度WT
- 民主党厚生労働部門各ワーキングチーム
- 民主党社会保障と税の一体改革調査会

などの議論を踏まえ、一体改革での社会保障改革部分について、厚生労働省社会保障改革推進本部の現段階の検討内容を取りまとめたものである。

6. 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築・逆進性対策)(一部再掲)

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、消費税引き上げによる低所得者への負担に配慮し、低所得者へきめ細やかに配慮する。

(1) 社会保障制度における低所得者対策の強化(逆進性対策の実施。一部再掲)

- 消費税収は全て国民に還元するという観点に立ち、消費税引き上げに伴う低所得者への影響に対する措置として、以下の措置を(2)、(3)の措置とあわせて講じ、社会保障における給付等を通じた逆進性対策を行う。
 - ① 生活保護基準、各種福祉手当については、物価スライド等の措置により、消費税引き上げによる影響分を手当額に反映する。
 - ② 低所得の年金受給者に対しては、最低保障機能の強化として加算措置を講じる。(4Ⅱ(2))
 - ③ 医療・介護分野においても、市町村国保の保険料、介護1号保険料における低所得者保険料軽減の拡充等により、負担軽減措置を講じる。(3(1)、(7))
 - ④ 長期高額医療の高額療養費の見直しについて検討する。(3(3))
 - ⑤ 社会保障の制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合合算制度創設を検討する。(3(11))

(2) 社会保険の適用拡大(再掲)

- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(3(2))
- 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大(4Ⅱ(6))

6. 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築・逆進性対策)(一部再掲)

(3)重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

- 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(24年秋目途)
- ① 生活困窮者対策の推進
 - 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を進める。
 - i 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定
 - ii 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討を進める。
- ② 生活保護制度の見直し
 - 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに引き続き検討する。

<平成24年度における主な関連施策>

- 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。
- ① 生活保護受給者の就労・自立支援の充実
 - ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等の実施
- ② 生活保護の適正化の徹底
 - 電子レセプトの効果的活用やジェネリック医薬品の使用促進を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策の徹底